

## ～ 国民年金についてのお知らせ ～

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。国民年金被保険者には、職業などによって次の3つの種別があります。

種別	加入する制度	対象者	届出先	納付方法
第1号被保険者	国民年金	・学生・自営業者 ・農林、漁業者等	役場村民課	各自が納付
第2号被保険者	国民年金 厚生年金保険	・会社員 ・公務員等	勤務先	お勤め先を通じて納付 (給料から天引き)
第3号被保険者	国民年金	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先	自己負担なし (第2号被保険者の加入制度が負担)

●こんなときは届け出を！

種別	こんなとき	変更後	届出先
20歳になった方	学生、自営業、無職等	第1号被保険者	・村民課年金係 ・年金事務所
	厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されている	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第1号被保険者の方	就職して厚生年金保険に加入した	第2号被保険者	勤務先
	結婚や収入減少等で厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第2号被保険者の方	勤務先を退職した	第1号被保険者	・村民課年金係 ・年金事務所
	退職して厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第3号被保険者の方	収入増加や離婚等で配偶者に扶養されなくなった	第1号被保険者	・村民課年金係 ・年金事務所
	配偶者が厚生年金保険に加入していた勤務先を退職した		
	配偶者が65歳になり第2号被保険者ではなくなった	第2号被保険者	勤務先
	就職して厚生年金保険に加入した 配偶者が転職等で加入する厚生年金保険の種類が変わった	第3号被保険者	配偶者の新しい勤務先

結婚や就職、退職などで被保険者の種別が変わった時は、2週間以内に手続きをすることが必要です。

お問い合わせ： 村民課 年金係 ☎966-1205  
名護年金事務所 ☎0980-52-2522

### 村の人口

総人口 10,947 (-13)

男 5,573 (-30)

女 5,374 (+17)

世帯数 5,106 (-15)

2018年 3月末現在

ご芳志  
ありがとうございました。

恩納村奨学基金への寄付者  
香典返し

■宜野座 輝美 様 (字名嘉真)

故 宜野座 剛 様

10万円

### 合同相談のお知らせ

5月22日 (火)

午前10時～12時 午後1時～3時

恩納村コミュニティセンター

※5月15日 (火) から総務課窓口ま

たは電話にて受付いたします。

※初めて相談する方を優先とします。

お問い合わせ：総務課 ☎966-1200